



被災代替資産の固定資産税（都市計画税）特例適用申告書 （東日本大震災）

年 月 日

須賀川市長

申告者	住所・所在	〒 -				
	氏名・名称	印		電話番号		

地方税法附則第56条第10項から第14項の規定（東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例）の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

なお、この申告書の審査に必要な範囲で個人情報を取得されることに同意します。

納税義務者	住所・所在	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ						
	氏名・名称	※被災資産の所有者との関係（			個人(法人)番号			
代替資産の状況	資産区分	所	在	家屋番号	地積・床面積	地目・用途	構造	共有持分
	土地・家屋	須賀川市			m ²			
	土地・家屋	須賀川市			m ²			
	土地・家屋	須賀川市			m ²			
取得年月日等	土地	年	月	日	家屋	年	月	日
	<input type="checkbox"/> 被災住宅用地の所有者と同居する予定 <input type="checkbox"/> 被災家屋の所有者と同居 ※親族の場合チェック							
取得・改築の状況		<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得 <input type="checkbox"/> その他（ ）						

被災資産の所有者	住所・所在	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ							
	氏名・名称								
被災資産の状況	資産区分	所	在	家屋番号	地積・床面積	地目・用途	構造	共有持分	
	土地・家屋	須賀川市			m ²				
	土地・家屋	須賀川市			m ²				
	土地・家屋	須賀川市			m ²				
被災家屋処分方法		<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他（ ）					年	月	日処分

- 被災資産：東日本大震災により滅失・損壊した家屋やその敷地(住宅用地)。
- 代替資産：被災資産に代わるものとして取得した家屋・土地(住宅用地)。
- 特例の適用要件や必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

※以下は、記入不要です。

世帯コード	個人コード	土地当初	家屋当初	土地非該当年度	家屋非該当年度
		適用・非適用	適用・非適用		

被災代替資産の固定資産税(都市計画税)特例適用申告書(東日本大震災)について

◎ 特例の内容と適用条件

東日本大震災により滅失・損壊した家屋（被災家屋）やその住宅用地（被災住宅用地）について、それに代わる土地（代替土地）や家屋（代替家屋）を取得された場合に適用となる固定資産税や都市計画税の特例要件や内容は次のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 被災住宅用地又は被災家屋の所有者（被災住宅用地又は被災家屋が共有物の場合は、その持分を有する者）
- (2) 被災住宅用地又は被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人
- (3) 土地：被災住宅用地の所有者の三親等内の親族で、代替土地に新築される家屋に当該所有者と同居する予定であると認められる者

家屋：被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族

- (4) 被災住宅用地又は被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

※ 震災時に借家住まいで震災後に家屋を取得された場合は、震災特例の対象になりません。

2 特例要件

- (1) 被災家屋要件

東日本大震災により滅失・損壊した家屋で、解体撤去や売却等の処分をしていること。

なお、ここでいう「損壊」とは家屋が著しく損傷を受け、又は破壊された状態を指し、窓ガラスや造作の部分的な破損、屋根瓦が数枚落下した等の容易に修繕できるもの、壁面の軽微なひび割れ等で震災前の用途として使用することに支障とならない程度のもの等、軽微なものは含まないため損壊程度が一部損壊の家屋は、該当しません。

- (2) 被災住宅用地要件

前記(1)の被災家屋の敷地が平成23年度に住宅用地の特例（地方税法第349条の3の2）の適用を受けていたこと。

- (3) 特例対象家屋要件

被災家屋の所有者が、被災家屋の代わりとして取得した家屋（被災家屋と種類や使用目的、用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限ります。）は、被災家屋の取り壊しや売却等の処分をしていること。

- (4) 特例対象土地要件

被災住宅用地の所有者が、被災住宅用地の代わりとして取得した土地で家屋・構築物がないこと。（代替土地であると市長が認めるものに限ります。）

- (5) 取得期間

平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得された家屋や土地（被災家屋も同期間内に処分されていることが要件となります。）

3 特例の内容

- (1) 土地 代替土地のうち被災住宅用地に相当する部分を取得後3年度分、住宅用地とみなします。
- (2) 家屋 代替家屋の税額のうち被災家屋の床面積相当分について、取得後4年度分を2分の1、その後の2年度分を3分の1減額します。

◎ 添付書類

1 土地・家屋共通

- (1) 申告者が三親等内同居親族や相続人の場合：戸籍謄本
- (2) 申告者が合併法人、分割承継法人の場合：商業登記事項証明書
- (3) 代替として所有することとなった土地及び家屋の「不動産登記全部事項証明」又は「売買契約書（写）」

2 土地特例適用の場合

- (1) 被災した住宅用地の確認のための書類 **※市内所在土地の場合不要**

ア 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」

イ 申告者が共有者で納税義務者ではない場合：「不動産登記全部事項証明」

ウ 「り(被)災証明書（写）」

3 家屋特例適用の場合

- (1) 被災した家屋の確認のための書類 **※市内所在家屋の場合不要**

ア 「不動産登記閉鎖(全部)事項証明」又は「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」と「家屋解体証明書等」

イ 「り(被)災証明書（写）」

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合や関係市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。